

基本編

第1章 基本的事項

1. 景観計画改定の背景

(1) これまでの取組の成果

本市では、平成16年(2004年)に制定された景観法により景観行政団体となり、先人から受け継いだ良好な景観を後世に伝え、未来の風景を創造していくため、平成18年(2006年)に「大分市景観計画」を、また、平成19年(2007年)に「大分市景観形成ガイドライン」を策定し、市内全域において景観形成に関する規制や誘導を行ってきました。

大分市景観計画の中で、重点地区として位置付けた「おおいた都心地区」では、大分駅周辺が大分駅周辺総合整備事業により整備され、駅南側の大分いこいの道の周辺などでは、景観に配慮した地区計画に沿ったまちなみの形成が進められているとともに、駅北側では、「大分城址公園周辺地区」が景観地区の指定により、城の歴史と水と緑が感じられるまちなみ景観へと誘導を進めています。併せて、もうひとつの重点地区である「西大分港周辺地区」でも、景観地区の指定により海とかんたんの歴史、にぎわいと憩いを感じられるまちなみ景観へと誘導を進めています。

また、郊外に目を移すと、在町の歴史を有する「戸次本町地区」では、地区計画により歴史的なまちなみの保存・形成を進めています。

また、本市のすばらしい自然景観や景観に配慮した建物等並びに、市民参加によるまちづくり活動などを表彰し、周知することにより、景観に対する市民や事業者等の意識の高揚を図ることを目的として平成20年(2008年)より9年間で実施した「大分きれい100選事業」は、後世に伝えるべき本市の優れた景観要素や視点場の発掘、あるいは景観形成に関連したまちづくり活動の顕彰など、さまざまな視点から景観形成に関する市民意識の向上を図ることにつながっています。

さらに、平成17年(2005年)より「日本一きれいなまちづくり」を進める中で、日常生活でのゴミ拾いや花を植えるなどのまちの環境美化活動、並びに毎年行われている「市民いっせいゴミ拾い」の実施など、日常的に良好な景観形成を推進しています。

このように、市民、事業者、行政のさまざまな取り組みによって本市の景観は支えられています。

(2) 新たな課題

計画策定から10年以上経過する中で、社会経済情勢等が変化するとともに、大分市総合計画、大分市都市計画マスタープランなどの上位計画や大分市環境基本計画などの関連計画の見直し、大分市歴史的風致維持向上計画の策定も行われています。これら計画には景観の重要性とともに、良好な景観形成の施策の必要性等が記載されるなど、新たな時代への対応や各種計画や施策との整合を図る必要性が生じています。

また、風力発電事業や太陽光発電事業の展開、空き家や耕作放棄地の発生、デジタルサイネージ設置など、新たな問題も生じています。

(3) 改定の方向性

これまでの取組の成果と新たな課題を踏まえ、本市の景観特性をより分かりやすく整理します。その上で、地域固有の景観特性をより考慮した良好な景観の保全や進展を図る必要があることから、景観計画の目的、位置付け、役割、理念、基本方針等をもう一度分かりやすく整理し、上位計画や関連計画と新たな課題に対応するとともに、地域固有の景観特性を活かした景観形成を推進・保全できる景観計画に見直すことで、景観に対する市民の意識醸成を図り、良好な景観形成を推進していきます。

2. 大分市景観計画における景観の定義

一般的に、目に見えるものが「景観」とされています。

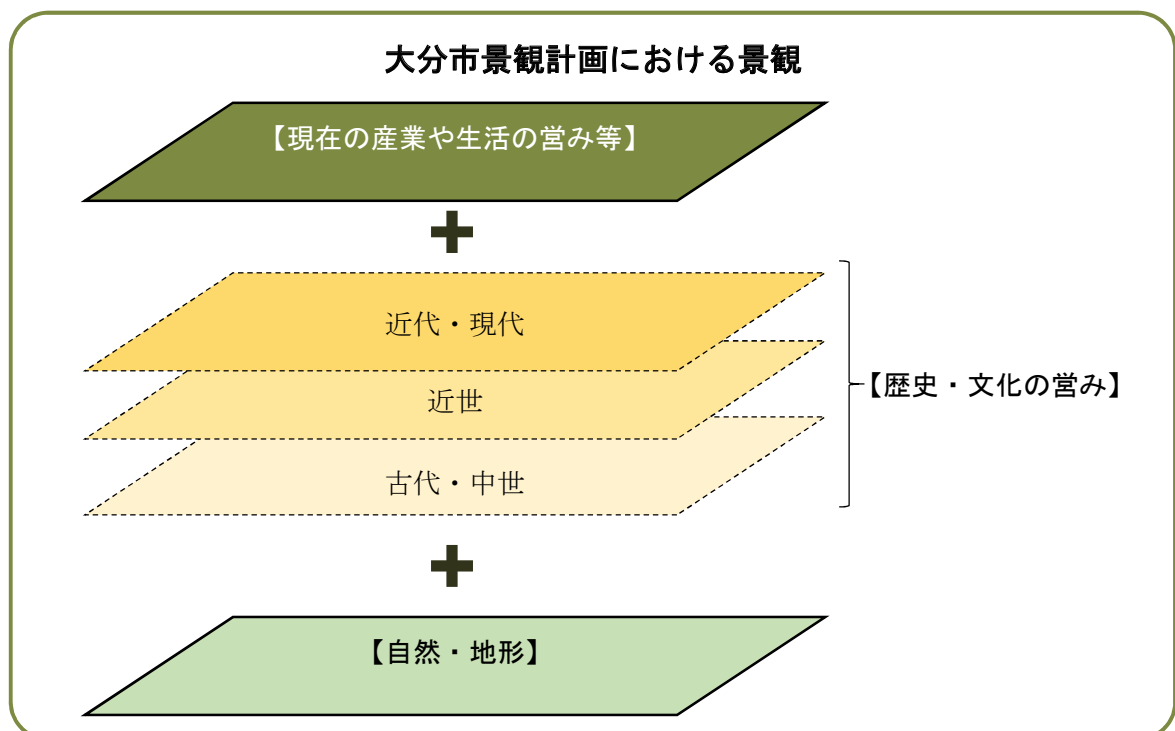
ただし、目に見えるものの背後には、その場所で積み重ねられてきた歴史や人々のさまざまな営みがあります。そこで、大分市景観計画における「景観」は以下のように考えます。

景観とは

景観とは、山、海、川などの「自然・地形」がベースとなります。

そして、古代から現代にまで至るこれまで積み重ねてきた人々の「歴史や文化の営み」があり、その結果としての「現在の産業や生活の営み等」があります。

そこで、大分市景観計画における「景観」とは、「自然・地形」、「歴史や文化の営み」、「現在の産業や生活の営み等」の総体として人の目に映るものと定義します。



3. 良好な景観形成の効果

本市では、良好な景観形成に向けたさまざまな取組を行っています。

大分いこいの道では、まちなかにありながら身近に緑を感じることができるオープンスペースがあり、憩いと交流の拠点として人を惹きつけています。西大分港周辺地区では、港湾エリア周辺が整備されたことで、周辺にも若者を惹きつける店舗等も建ち並び、新たな観光と交流の拠点を形成しています。大分城址公園周辺地区では、リボーン197と連動して、まちなかの歴史を体感でき、大分市民の誇りを感じることができる景観整備が進められています。戸次本町では、歴史ある在町としてのまちなみを保存継承して、地域の個性を今に伝え、地域の誇りを高め、よいやかがり火など、まちなみを活かした地域の取組も行われています。また、「日本一きれいなまちづくり」による日常的な清掃活動や、地域環境の向上のための花植えなど、市民の日常的な活動による景観形成も行われ、市民意識が向上しています。

このような大分市の良好な景観形成により、さまざまな効果が生まれています。



大分いこいの道



西大分かんたん港園



大分城址公園



戸次本町よいやかがり火



市民いっせいゴミ拾い



市民による花植え活動

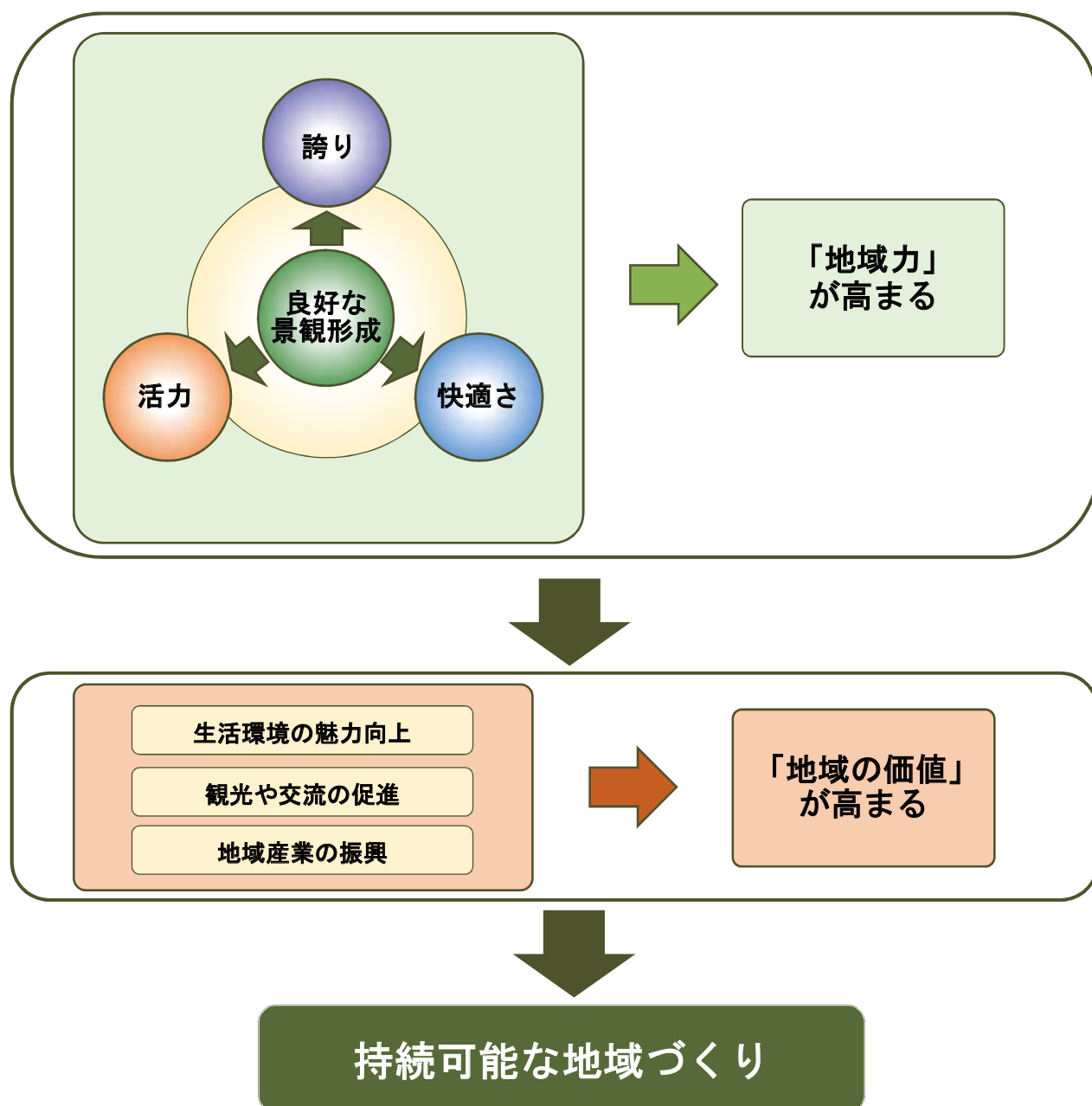
前述の定義にあるように、目に見えるものの背後にある積み重ねられた歴史や人々のさまざまな営みも含めて「景観」としており、そこで暮らす人々の地域への思いも「景観」の中に含まれていきます。

そのため、道路や公園、建築物などの整備や、地区計画などのまちのルールづくり、日常的な清掃活動や庭先の花植えなどによる良好な景観形成により「景観」の質が向上することで、そこで暮らす人々の「誇り」、地域の「活力」、そして環境の「快適さ」といった、『地域力』が高まることにつながっていきます。

その結果として「生活環境の魅力向上」、「観光や交流の促進」、「地域産業の振興」等、地域の外から見た時に『地域の価値』が高まる効果が生まれることにつながっていきます。

本市においても人口減少、少子高齢化が進む中、各地域にもさまざまな問題があり、そのような問題を解決しながら、持続可能な魅力あふれるまちづくりを行うことが必要です。

良好な景観形成は、さまざまな問題を解決するための手段のひとつであり、『持続可能な地域づくり』につながる方法として効果があると考えられます。



【基本編】第1章 基本的事項

4. 景観計画の目的

大分市景観計画（以下、「本計画」という。）は、平成16年（2004年）に制定された景観法を受け策定された、旧大分市景観計画（平成18年（2006年）9月策定）、大分市景観条例（平成19年（2007年）3月制定）、大分市景観形成ガイドライン（平成19年（2007年）4月策定）の考えを継承し、先人から受け継いだ良好な景観を後世に伝え、本市の未来の風景を創造していくために策定するものです。

また、市民・事業者・行政の協働により、美しく風格ある大分市の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって大分市民の生活の向上並びに大分市の経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とします。

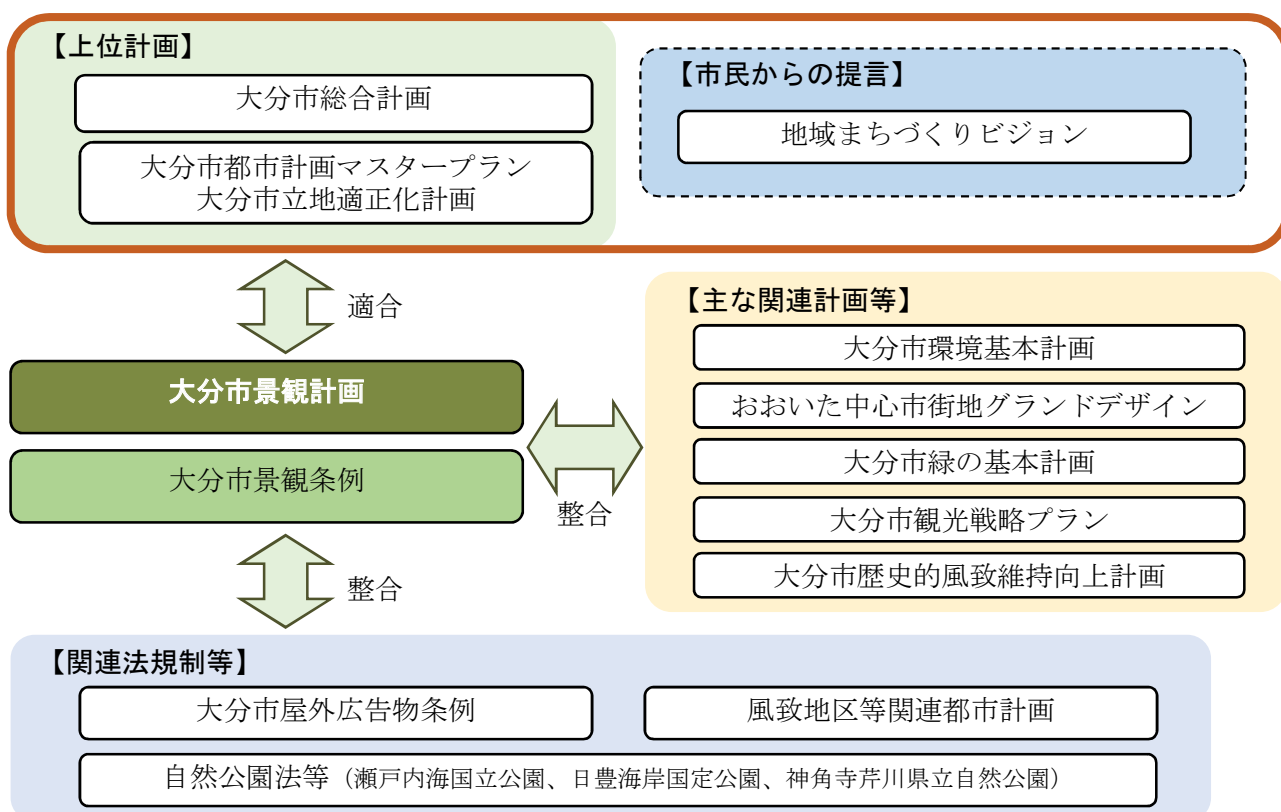
なお本計画では、大分市らしい良好な景観形成を総合的に推進するための基本的な考え方、景観形成の基本方針、基準、実現化方策等を明らかにします。

5. 景観計画の位置付けと役割

本計画は、景観法第8条に基づく法定計画であり、大分市景観条例に基づき定める事項を含むものです。

また、大分市総合計画、大分市都市計画マスタープラン、大分市立地適正化計画、大分市環境基本計画、地域まちづくりビジョン、おおいた中心市街地グランドデザイン、大分市緑の基本計画、大分市観光戦略プラン等の上位及び関連計画等との整合を図るとともに、屋外広告物条例等の関連法規制等とも整合を図り、さまざまな課題を解決する手段のひとつである良好な景観形成に関わる総合的な施策を示すものとして位置付けます。

さらに、本計画は、景観は現在だけでなく、未来の大分市民の共有財産であるとの認識のもと、市民・事業者・行政が協働で良好な景観形成に取り組む「ルールブック」としての役割も担っています。



6. 景観計画の目標年次と構成

本計画の計画期間は、2020年から20年後の2040年を目標年次として設定し、おおむね10年を目途に検証を行い、見直しを検討します。

また、本計画は、「基本編」、「施策編」、「推進編」の3編、10章から構成されています。

【大分市景観計画改定版の構成】

【基本編】

第1章 基本的事項

景観計画改定の背景、目的、位置付け、役割、目標年次等を示しています。

第2章 大分市の景観特性と課題

大分市の景観特性を以下の3項目で検証し、課題を整理しています。

- ①海と山に囲まれた雄大で豊かな自然景観
- ②大分の歴史・文化の営みを感じる景観
- ③大分の産業や土地利用による景観

第3章 理念と目標

景観計画の理念、目標を示しています。

【施策編】

第4章 景観計画の区域等と基本方針

景観計画の区域及び景観エリア区分と、それぞれの基本方針を示しています。

第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

市全域における届出対象となる行為の範囲、景観形成基準、届出基準や事前協議制度等の届出手続の流れを示しています。

【推進編】

第6章 重点地区等の景観形成

重点地区、重要地区等の区域、選定の考え方や、現状や課題、景観形成方針等を示しています。

第7章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定・保全・活用の方針

景観重要建造物、景観重要樹木として指定するための手順を示しています。

第8章 景観重要公共施設等の景観形成に関する事項

景観の観点から公共施設全体の整備方針を整理した上で、景観重要公共施設の指定方針や公共施設の種類ごとの整備方針、配慮事項を示しています。

第9章 屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物の景観上の基本方針を示しています。

第10章 総合的な景観形成への取組

市民、事業者、行政の役割、景観形成の取組の展開イメージや連携方策等を示しています。